

第1

この要領は、掛川市産業立地奨励事業費補助金要綱（平成22年10月1日施行。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2

要綱第2(4)に規定する「(4) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件のすべてに該当する工場等の新設、移設、増設又は設備更新（以下「新設等」という。）をいう。」には、企業等がその子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）若しくは関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）と共同して、雇用及び業務を開始する場合を含むものとする。

この場合、親子会社等に関する申告書（様式 a（親子会社等））により企業が申請するものとする。

第3

要綱第2(4)ウ(ア)における「健康、医療」は医薬品、医薬部外品、健康食品、特定保健製品、医療機器の開発及び製造、「環境」はCO<sub>2</sub>削減に関する製品製造のうち、市場における新たな需要を満たし又は新たな価値を創造するものの開発及び製造（ヒートポンプ、燃料電池、リチウム電池、ニッケル電池、風力発電、LED、バイオ燃料等）とする。

第4

要綱第2(4)イにおける「工場等の移設、増設又は設備更新の場合にあっては、当該移設、増設又は設備更新に伴う雇用があった日における従業員の数が、当該雇用のあった日の1年前の日における従業員の数より増加していること。」の「当該雇用のあった日」は、移設等設備の取得のために支払いをした日から補助金を申請するまでの間とし、企業操業申告書（様式 b（操業報告））により企業が申告をするものとする。

第5

要綱第4(1)における「提出書類」、要綱第7(1)における「提出書類」及び、要綱第8(1)における「提出書類」は、申請年により次のとおりとする。

申請時提出書類一覧

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 添付書類一覧（様式 c（提出書類一覧））

ウ 事業概要書（様式第2号）

エ 新規雇用従業員名簿（様式第3号）及び雇用保険被保険者証の写し

オ 補助金対象の設備投資額を確認できる書類

- カ 補助金対象の一覧表で、課税標準額の確認できる書類
- キ 補助対象の土地、家屋の固定資産税・都市計画税納税通知書及び償却資産(固定資産税)の申告書の写し
- ク 法人の登記事項証明書(申請日前3月以内のもの)
- ケ 工場等の位置図及び配置図
- コ 工場等の設置後の状態を確認できる全景及び主要部分の写真
- サ 補助金対象が土地又は建物の場合は、当該土地又は建物の登記事項証明書(申請日前3月以内のもの)
- シ 補助金対象の建物を新築し、又は増築する場合にあっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認済証の写し
- ス 企業等の行う事業の属する業種を確認できる書類
- セ 直近期の貸借対照表及び損益計算書
- ソ 雇用人数の異動の状況を証明する書類
- タ 親子会社等に関する申告書(様式 a(親子会社等))
- チ 企業操業申告書(様式 b(操業報告))
- ツ その他参考となる書類

完了時提出書類一覧

テ 完了報告書(様式第5号)

ト 市税完納証明書

請求時提出書類一覧

ナ 請求書(様式第6号)

申請年における提出書類

項目		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	
1年目	申請																						
	完了																						
	請求																						
2、3年目	申請																						
	完了																						
	請求																						

印を提出することとする。 印は必要に応じて提出することとする。

また、申請においては、様式 c(提出書類一覧)を添付することとする。

## 第6

要綱第4(2)における「別に定める日」は、11月末日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その日以前においてその日に最も近い休日等でない日とする。

## 第7

要綱第5(2)における「返還」は、要綱第1の趣旨に鑑み、当該補助金の全部又は一部の返還額を決定することとする。一部については、当該補助金の交付済額と第5(3)の補助金の収支に関する帳簿及び書類の保管期間及び、直近の補助金確定日からの経過年数を考慮し、補助金返還額を算出するものとする。

この場合、要綱第5(1)に基づき、産業立地奨励事業計画変更(補助金返還)承認申請書(様式第d(補助金返還申請))届け出るものとする。

$$\text{当該設置に対する補助金交付済額} \times \frac{5 \text{年間} - (\text{直近の補助金確定日からの経過年数})}{\text{保管期間} 5 \text{年間}}$$

## 第8

要綱第5(2)ウにおける担保設定の承認申請については、返済計画が適当と認められ、かつ、次のいずれかに該当する場合に限り、担保権実行時に財産処分納付金を市に納付する旨の条件を付して承認することとする。

- (1)産業立地の促進及び雇用機会の拡大を行うために必要な資金を調達する場合
- (2)資金繰りの悪化等により補助目的たる事業の継続が困難であると認められる場合

様式 a (親子会社等)

親子会社等に関する申告書

1 親子会社等の所在地及び名称

(1) 親会社

名称

所在地

(2) 子会社

名称

所在地

(3) 関連会社

名称

所在地

2 親子会社等間の役割分担

単位:(円、人)

会社名	建物建設費	機械設備購入費	雇用増	設置工場における事業内容
合計				

3 設置工場における親子会社等の従業員数

単位:(人)

会社名	基準従業員数	申請日における従業員数
合計		

\* 添付書類

- ・ 親子会社等間の株式の所有状況を証する書類 (株主総会資料写等)
- ・ 親子会社等間の業務委託内容が分かる書類 (契約書写等)
- ・ 親子会社等間のリース契約内容が分かる書類 (契約書写等)
- ・ 親子会社等による全体事業の事業計画書 (内容のわかるもの)
- ・ 親子会社等による全体事業の収支予算書 (内容のわかるもの)

様式 b ( 操業報告 )

掛川市産業立地奨励事業費補助金 企業操業申告書

年 月 日

( あて先 ) 掛川市長

所在地  
申請者 名 称  
代表者 印

平成 年度産業立地奨励事業費補助金の交付申請に伴い、要綱第 2 ( 4 )( イ ) に関する「当該雇用のあった日」について下記のとおり申告します。

当該雇用のあった日 (ア)	平成 年 月 日
従業員数の基準日 (アの1年前) (イ)	平成 年 月 日
基準従業員数 (ウ)	人 ( (イ) の日における従業員数 )
移設等に伴い新規採用した従業員数 (エ)	人
当該雇用のあった日を (ア) にした理由 ( 移設等設備の取得のために支払いをした日以前等、特に記述が必要な場合 )	

様式 c (提出書類一覧)

産業立地奨励事業費補助金 添付書類一覧

- 1 交付申請 平成 年新規分の 年目
- 2 添付書類チェックリスト

1年目 2・3年目

- ア 交付申請書 (様式第 1 号)
- イ 添付書類一覧 (様式 c (提出書類一覧))
- ウ 事業概要書 (様式第 2 号)
- エ 新規雇用従業員名簿 (様式第 3 号) 及び雇用保険被保険者証の写し
- オ 補助金対象の設備投資額を確認できる書類
- カ 補助金対象の一覧表で、課税標準額の確認できる書類
- キ 補助対象の土地、家屋の固定資産税・都市計画税納税通知書及び償却資産 (固定資産税) の申告書の写し
- ク 法人の登記事項証明書 (申請日前 3 月以内のもの)
- ケ 工場等の位置図及び配置図
- コ 工場等の設置後の状態を確認できる全景及び主要部分の写真
- サ 補助金対象が土地又は建物の場合は、当該土地又は建物の登記事項証明書 (申請日前 3 月以内のもの)
- シ 補助金対象の建物を新築し、又は増築する場合にあっては、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 6 条第 1 項の確認済証の写し
- ス 企業等の行う事業の属する業種を確認できる書類
- セ 直近期の貸借対照表及び損益計算書
- ソ 雇用人数の異動の状況を証明する書類
- タ 親子会社等に関する申告書 (様式 a (親子会社等))
- チ 企業操業申告書 (様式 b (操業報告))
- ツ その他 ( )
- テ 完了報告書 (様式第 5 号)
- ト 市税完納証明書
- ナ 請求書 (様式第 6 号)

様式第 d ( 補助金返還申請 )

産業立地奨励事業計画変更(補助金返還)承認申請書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地  
申請者 名 称  
代表者 ㊟

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた産業立地奨励事業の計画を次のとおり変更したので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 変更の日付
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 変更後の内容が確認できる書類

様式第 e ( 担保承認申請 )

産業立地奨励事業担保承認申請書

年 月 日

( あて先 ) 掛川市長

所在地  
申請者 名 称  
代表者 ㊟

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた産業立地奨励事業の対象資産について、担保設定の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 担保に供する財産の内容

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 財産の種類
- (4) 取得年月日及び経過年数
- (5) 補助金額
- (6) その他

2 担保設定の方法、理由等

- (1) 担保の方法
- (2) 理由
- (3) 担保予定年月日
- (4) 新たな設備投資額及び対象資産
- (5) 雇用増予定人数
- (6) 返済計画等
- (7) その他